

配合飼料の価格高騰対策を求める意見書

畜産・酪農は国民の重要な食料の供給源であるとともに、我が国の中でも重要な産業として地域経済にも大きく貢献をしている。

畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存しており、その価格は米国やオーストラリアを始めとする輸出国における収穫量の増減等に左右される。平成20年の異常高騰以降、配合飼料価格は高まりで推移しているが、昨年、米国での記録的な干ばつの影響により、トウモロコシの生育状況が悪化、収穫量が減少したことによって国際穀物価格が再び急騰し、配合飼料価格も大幅な値上げとなっている。

政府においては、昨年9月、異常補てんの発動基準の引き下げや異常補てんから通常補てんへの無利子貸し付け等を行う配合飼料価格高騰対策、及び11月には、異常補てん基金への積み増し等の飼料価格高騰等への緊急対応など、価格高騰に対処すべく施策を講じているが、配合飼料価格安定制度による補てんをもってしても生産者実質負担額は増加しており、こうした生産コストの増加による畜産経営の急激な悪化が危惧されている。

我が国の畜産・酪農にとって深刻な事態となっていることから、国におかれでは、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 畜産農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付するため、政府の責任により万全の財源確保措置を講ずること。
- 2 輸入飼料穀物の価格が高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、国産飼料の生産や流通等の機能強化による自給飼料増産対策、及び草地整備や草地の生産性向上対策等による飼料生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣 } 様
農林水産大臣 }